

平成十八年三月二十四日受領
答弁第一四七号

内閣衆質一六四第一四七号

平成十八年三月二十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による対中国情報収集活動に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による対中国情報収集活動に関する再質問に対する答弁書

一について

領事局海外邦人安全課が、海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全等に係る外交政策に関すること等の事務をつかさどる。

二について

アジア大洋州局中国課が、中国に関する外交政策に関すること等の事務をつかさどる。

三について

外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）第八十九条第二項において、「国際情報官は、命を受けて、国際情報統括官のつかさどる職務を助ける。」と規定されている。

四について

先の答弁書（平成十八年三月三日内閣衆質一六四第九八号）一及び二について述べた報道の内容に、外務省による情報の収集に関するものが含まれていたため、海外邦人安全課とともに、第一国際情報官室において対外応答要領を作成した。